

年管発0422第3号
平成28年4月22日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

熊本県における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について

平成28年熊本地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、厚生労働省告示第213号が公布され、対象地域に所在する事業所等について、下記のとおり納期限を定められ、別添のとおり日本年金機構理事長あて通知したので了知されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成28年4月14日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条）

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成28年4月14日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料。

2. 対象地域

熊本県

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、別途災害の復旧状況等を踏まえ告示で定められること。

年管発0422第2号
平成28年4月22日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

熊本県における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について

平成28年熊本地震による災害に伴う厚生年金保険料等の納期限の延長については、本日、厚生労働省告示第213号が公布され、対象地域に所在する事業所等について、下記のとおり納期限が定められたので了知されたい。

また、対象地域の適用事業所等には、改めてホームページへの掲載やお知らせの送付等により周知を図るとともに、適用事業所等からの相談等にあたっては、保険料の納付の猶予等の措置の活用を含め、適用事業所等の実情、被災者の心情に配慮し、適切に対応されたい。

記

1. 納期限の延長の対象となる保険料等

(1) 対象保険料等

納期限の延長の対象となる保険料等は、次に掲げる法律に係るものであり、災害の発生した日（平成28年4月14日）から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来するものであること。（国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条）

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）（全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所に係るものに限る。）
- ・船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）（高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者の保険料を含む。）
- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）

(2) 延長の対象となる納期限の保険料等

平成28年4月14日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する保険料、子ども・子育て拠出金及び特例納付保険料

2. 対象地域

熊本県

3. 延長後の納期限

延長後の納期限は、災害のやんだ日から2月以内の日が定められることとなるが、災害の復旧状況等を踏まえ、別途告示で定められること。

4. 納期限の延長等の周知

事業主等には「お知らせ」等を別途送付するなどにより周知を図るとともに、報道機関への情報提供、当該事業主等の電話照会又は来所の際等において十分に周知を図ること。

5. 督促状等の送付

納期限が延長された保険料等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

また、滞納事業所等についても、同様に、来所通知書、差押予告通知書等の送付は、災害の状況等を踏まえ送付しないこと。

6. 口座振替による納付を申し出ている事業所等

対象の地域にある事業所等については、毎月月末に行っていいた保険料等の預金口座からの引き落としは、納期限が延長されている間は行わないこと。

その際、対象地域にある事業所等に対しては「納入告知書」を送付することとし、併せて、口座振替を停止した旨の「お知らせ」を添付して周知を行うこと、また、電話照会又は来所の際等にも十分周知を行うこと。

なお、平成28年5月2日に予定していた口座振替分についても、口座振替を停止した旨のお知らせを送付すること。

7. 金融機関の窓口で納付している事業所等

金融機関の窓口で毎月納付している事業所等に送付した納入告知書のうち、平成28年3月分の保険料等の納入告知書については、対象の地域であっても延長前の納期限（平成28年5月2日）が記載されており、納期限の延長に伴い、当該納期限についても延長されることについて周知すること。

8. 納付相談等の対応

被災に伴い、保険料等の納付に関する電話相談や来所に際しては、被害の状況、被害を受けた事業主等の事情、心情等に十分配慮し、厚生年金保険料等の納期限の延長及び納付の猶予等を丁寧に説明した上で、適切な対応に留意すること。

また、対象の地域以外の地域にある事業主等であっても、今般の災害により納期限までに保険料等の納付が困難な場合には、年金事務所に申請することにより、納付の猶予等の措置を受けることが可能であり、最寄りの年金事務所にご相談いただくよう、事業主等に周知を図ること。